



令和7年度 7~8月

創業オンラインセミナー

対 象 広島県内で創業を検討している方
創業後間もない方

定 員 各回 50 名程度

受 講 料 無料

開催方法 Web 会議ツール(Zoom)による
招待URLとセミナーごとの連絡事項は、
開催2日前頃にお伝えします。

お申し込みはこちら

ひろしま創業サポートセンター
ホームページ内の専用フォーム
からお申し込みください。



※締切:各開催日の4営業日前

<https://www.hiwave.or.jp/hsusc/seminer/20287>

1 SNS を活用した販売促進

令和7年7月2日(水) 13:30 ~ 15:00

ITコーディネーター (株)オウエン 代表取締役 福田 哲史 氏

販路
開拓

2 創業時に知っておきたい労務の手続きと管理

令和7年7月2日(水) 15:20 ~ 16:50

YK 社会保険労務士法人 社会保険労務士 藤井 悟 氏

人材
育成

3 事業計画書の作り方

令和7年8月8日(金) 13:30 ~ 14:45

日本政策金融公庫 国民生活事業本部 中国創業支援センター

経営

4 資金計画の立て方・資金調達時のポイント

令和7年8月8日(金) 15:00 ~ 16:15

日本政策金融公庫 国民生活事業本部 中国創業支援センター

財務

共催：(公財)ひろしま産業振興機構、(株)日本政策金融公庫

創業前後の各種相談に対応します(総合支援窓口)



公益財団法人ひろしま産業振興機構

ひろしま創業サポートセンター

➡ <https://www.hiwave.or.jp/hsusc/>



日本政策金融公庫

お問い合わせ

公益財団法人ひろしま産業振興機構 ひろしま創業サポートセンター

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ1F TEL: 082-240-7702

URL: <http://www.hiwave.or.jp/hsusc/>

令和7年度
7～8月

創業オンラインセミナー申込書

ひろしま創業サポートセンターホームページの申込みサイトからへお申込みください。

※ 申込期限：各開催日の4営業日前までにお申込みください。（開催2日前頃に招待URL等をお伝えします）。

URL：<https://www.hiwave.or.jp/hsusc/seminer/20287>

お申し込み セミナー	1	7/2(水) 13:30 ~ 15:00	SNS を活用した販売促進		
	2	7/2(水) 15:20 ~ 16:50	創業時に知っておきたい労務の手続きと管理		
	3	8/8(金) 13:30 ~ 14:45	事業計画書の作り方		
	4	8/8(金) 15:00 ~ 16:15	資金計画の立て方・資金調達時のポイント		
ふりがな			男・女	電話	() -
氏 名			歳	E-mail	
住 所	〒 -				
屋号・ 法人名			事業内容・業種 (予定含む)		
事務局への メッセージ					

【質問欄】

該当するものに☑またはご記入をお願いします。

1. 本セミナーを知った方法

- ☐ ホームページ（☐市町 ☐ひろしま産業振興機構 ☐金融機関 ☐その他） ☐新聞広告 ☐広報誌
☐メルマガ ☐フェイスブック ☐インスタグラム ☐知人・友人（ ）の紹介
☐創業支援機関等（ ）の紹介 ☐その他（ ）

2. 現在のご職業

- ☐会社員 ☐個人事業主 ☐法人経営者 ☐学生 ☐非常勤・臨時職員等 ☐フリーランス
☐その他（ ）

3. 創業状況

- ☐創業前の方： 創業予定年月日（ 年 月頃） 創業予定場所（ 市・町）
☐創業されている方：開業・法人設立年月（ 年 月） 創業場所（ 市・町）

4. 事業内容に係る経験年数

- ☐なし ☐5年未満 ☐5年以上～10年 ☐10年以上～15年 ☐15年以上

【留意事項】

- ホームページの申込サイトからお申込みいただいた方には、メールにより自動返信します。
自動返信メールが「迷惑メール」に入る場合もありますので、ご注意ください。
- ご記入の情報は、主催・共催にて管理し、法令に定める場合を除き第三者へ提供することはありません。
今後、主催・共催機関からセミナー等の情報をお送りすることもありますので、予めご了承ください。

※ 本セミナーは、産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」です。

創業者が1か月以上の期間にわたって特定創業支援等事業による支援を受け、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」に関する知識を習得できたと認められる場合、株式会社等を設立する際の登録免許税の軽減措置などの特例を受けることができます。

制度の詳細や証明書の発行手続きについては、創業(予定)地の市町にお問い合わせください。